

茨木市中学校給食審議会傍聴要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定に基づき設置される茨木市中学校給食審議会の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って会場に入室するものとする。

(傍聴人数の制限)

第3 傍聴は、先着順で行い、会議場の定員になり次第、入場を制限する。

(傍聴することができない者)

第4 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を持っている者
- (5) ラジオ、拡声機、無線機、録音機、写真機、映写機等を持っている者。ただし第6ただし書の規定による許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、茨木市中学校給食審議会会長（以下「会長」という。）が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第5 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により可否を表明しないこと
- (2) 雑談、放歌、高笑その他騒ぎ立てないこと
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと
- (4) みだりに席を離れないこと
- (5) コート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと
(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第6 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7 傍聴人は、会議を公開しないこととする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(事務局の指示)

第8 傍聴人は、事務局の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(委任)

第10 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。